

中央卸売市場（南港市場除く）発注の物品供給等契約案件における随意契約（特名随意契約）の結果について（少額随意契約を除く）

No.	案件名称	種目	契約の相手方	契約金額 (税込)	契約日	根拠法令	<a href="#">随意契約理由 (随意契約理由番号)</a>	WTO
1	大阪市中央卸売市場 本場業務管理棟冷却塔 設備修繕	19:産業用 機器	空研工業(株)	1,045,000	令和6年12月2日	地方自治法施行令第167条の 2第1項第2号	G3	-
2	大阪市中央卸売市場 本場市場乾門緊急修繕	41:石類	中村工務店(株)	1,771,000	令和6年12月2日	地方自治法施行令第167条の 2第1項第5号	G17	-
3	令和6年度大阪市中央卸売市場 本場市場東棟集中自動検針装置 修繕	19:産業用 機器	東光東芝メーター システムズ(株)	1,749,000	令和6年12月6日	地方自治法施行令第167条の 2第1項第2号	G3	-
4	令和6年度大阪市中央卸売市場 本場市場東棟北高圧設備修繕	19:産業用 機器	テラテック(株)	1,550,560	令和6年12月17日	地方自治法施行令第167条の 2第1項第2号	G3	-
5	大阪市中央卸売市場 東部市場水産冷却塔 (CT-1~6)修繕	19:産業用 機器	三菱ケミカルイン フラテック(株)	1,793,000	令和6年10月17日	地方自治法施行令第167条の 2第1項第2号	G3	-
6	大阪市中央卸売市場 東部市場水産冷却塔 (CT-7~12)修繕	19:産業用 機器	荏原冷熱システム (株)	1,344,200	令和6年10月30日	地方自治法施行令第167条の 2第1項第2号	G3	-

## 随 意 契 約 理 由 書

### 1 案件名称

大阪市中央卸売市場本場業務管理棟冷却塔設備修繕

### 2 契約の相手方

空研工業株式会社

### 3 随意契約理由

本修繕は、業務管理棟に設置している冷却塔設備について修繕を行うものである。

本設備は、空研工業株式会社が製作・設置したものであり、修繕にあたっては、製造者独自の規格を熟知していると共に純正部品が必要であり、製造業者の専門技術及び知識が不可欠である。

よって、当該設備の構造を熟知し、作動の確実性、安全性、既存部品との円滑な可動状態の確保と責任施工の一元化を図ることができるのは、空研工業株式会社のみである。

以上のことから、上記業者と随意契約を締結する。

### 4 根拠法令

地方自治法施行令第167条の2第1項第2号

### 5 担当部署

大阪市中央卸売市場本場設備グループ（電話番号 06-6469-7969）

## 随意契約理由書

### 1 案件名称

大阪市中央卸売市場本場市場乾門緊急修繕

### 2 契約の相手方

中村工務店株式会社

### 3 随意契約理由

令和6年8月に乾門の門扉基礎東側部分が破損したため、西側部分だけで、片側交互通行を行っている。当初、設備管理班による応急処置の検討を行ったが、門扉基礎東側部分の崩落が大きいこと、活魚車などの大型車両やフォークリフトが多数往来する場所であるため25トン以上の荷重に耐える強度が求められること、道路に面する直近の側溝であるため雨水を処理する必要があることなどから、応急処置による通行再開は不可能であると判断した。また、鉄板を敷き仮復旧することも検討したが、フォークリフトの爪が低位置にある場合、鉄板に接触し、事故につながる可能性があることから採用に至らなかった。

上記の状況を踏まえ、8月時点では交互通行を行っている西側部分が健全であったため、経過観察をしながら、修繕の設計を行うこととした。門扉箇所については、周辺の地盤が緩い一方、大型車の往来に耐えうる構造等が求められるため、門扉用レールも設置し、かつ、雨水排水を流す側溝を本格的に改修する必要があることから、都市整備局へ改修依頼をおこなうための予算要求を行うこととした（令和7年度 実施設計、令和8年度 工事）。

しかしながら、12月に入って、交互通行を行っている西側部分の車両通行量増加に伴う負荷増大により、側溝が沈みこみ音を発するようになったことから、これ以上破損部分が広がれば、乾門を閉鎖しなければならず、市場の運営上多大な影響も出るようになることから速やかに対処すべき状況となった。

修繕にあたっては、崩落している東側部分だけでなく今後崩落の可能性がある西側部分も一体的に修繕することで、施工責任の明確化や工事の連続性を担保できる。よって、現在、都市整備局へ全面改修の依頼を行っているが、工事の施工が令和8年度になるため、車両の通行と門扉の開閉の機能を最低限確保するための緊急修繕を行う。

本修繕にあたっては、早急に現地での修繕対応が可能な業者選定が必要であるため、大阪市入札参加登録種目において建築一式で登録している業者で、過去に「建築補修工事」の受注実績がある業者3者を選定し照会をおこなった結果、早急に現場確認及び修繕作業が可能との回答があったのは、中村工務店（株）のみであったため、地方自治法施行令第167条の2第1項第5号に基づき上記業者と契約する。

4 根拠法令

地方自治法施行令第167条の2第1項第5号

5 担当部署

大阪市中央卸売市場本場設備グループ（電話番号 06-6469-7965）

## 随 意 契 約 理 由 書

### 1 案件名称

令和6年度大阪市中心卸売市場本場市場東棟集中自動検針装置修繕

### 2 契約の相手方

東光東芝メーターシステムズ株式会社

### 3 随意契約理由

本修繕は、本場市場東棟に設置の集中自動検針装置用端末伝送器の取替、並びに調整を行う。

本修繕の施行にあたっては製造者独自の規格を熟知していると共に純正部品が必要で、ハード及びソフトについて製造業者の技術情報も不可欠であり、その技術情報は当該設備の製造者である株式会社東芝のみが有している。

また本修繕で施行する部分は、既設部分と密接不可分の関係にあり、上記業者以外に施行させた場合、既存部分の使用等に関してトラブルが生じた場合の責任の所在が不明確になるなど、著しい支障が生じる恐れがある。

なお株式会社東芝は、計器事業全般を同社の系列会社である東光東芝メーターシステムズ株式会社に移管しているため、本修繕が施行可能な業者は、東光東芝メーターシステムズ株式会社のみである。

### 4 根拠法令

地方自治法施行令第167条の2第1項第2号

### 5 担当部署

大阪市中心卸売市場本場設備グループ（電話番号 06-6469-7966）

## 随 意 契 約 理 由 書

### 1 案件名称

令和6年度大阪市中央卸売市場本場市場東棟北高圧設備修繕

### 2 契約の相手方

テラテック株式会社

### 3 随意契約理由

本修繕は、本場市場東棟北の電気室に設置されている気中遮断器の分解修理、並びに試運転調整を行うものである。

本修繕は寺崎電気産業株式会社が製造した製品であり、今回の修繕を実施するにあたっては寺崎電気産業株式会社を通じて入手可能な純正部品が必要不可欠である。また、機器の構造や仕組み等に関する知識が要求される。

寺崎電気産業株式会社は当該機器の製造業者であり、当該機器についての施工責任の一元化を図ることができる。

しかし、寺崎電気産業株式会社が製作した気中遮断器の保守サービス業務全般・修理業務全般は、系列会社であるテラテック株式会社に移管している。テラテック株式会社は、寺崎電機産業株式会社の製造及び製作とその機器の構造、仕組に関する情報や技術の提供を受けることができる唯一の業者である。

よって、作動の確実性、安全性、既存部品との円滑な可動状態の確保と施工責任の一元化を図ることができるテラテック株式会社と特名随意契約を締結する。

### 4 根拠法令

地方自治法施行令第167条の2第1項第2号

### 5 担当部署

大阪市中央卸売市場本場設備グループ（電話番号 06-6469-7966）

## 随 意 契 約 理 由 書

### 1 案件名称

大阪市中央卸売市場東部市場水産冷却塔（CT-1～6）修繕

### 2 契約の相手方

三菱ケミカルインフラテック株式会社

### 3 随意契約理由

本件は、水産冷却塔（CT-1～6）の点検を実施していたところ、消音マット及び散水装置が経年劣化により機能低下していることが判明したため実施するものである。

当該設備が正常に機能しなければ、市場運営に支障を来す恐れがあることから、本修繕を行う必要がある。

当該設備は、三菱ケミカルインフラテック株式会社が製作・設置したものであり、施工にあたっては、製造者独自の規格を熟知していると共に純正部品が必要であり、製造業者の専門技術及び知識が不可欠である。

なお、当該設備の構造を熟知し、作動の確実性、安全性、既存部品との円滑な可動状態の確保と責任施工の一元化を図ることができるのは、三菱ケミカルインフラテック株式会社のみである。

よって、上記業者と契約を締結する。

### 4 根拠法令

地方自治法施行令第167条の2第1項第2号

### 5 担当部署

大阪市中央卸売市場東部市場 設備グループ（電話番号 06-6756-3955）

## 随 意 契 約 理 由 書

### 1 案件名称

大阪市中央卸売市場東部市場水産冷却塔（CT-7～12）修繕

### 2 契約の相手方

荏原冷熱システム株式会社

### 3 随意契約理由

本件は、水産冷却塔（CT-7～12）の点検を実施していたところ、消音マットが経年劣化により機能低下していることが判明したため実施するものである。

当該設備が正常に機能しなければ、市場運営に支障を来す恐れがあることから、本修繕を行う必要がある。

当該設備は、荏原冷熱システム株式会社が製作・設置したものであり、施工にあたっては、製造者独自の規格を熟知していると共に純正部品が必要であり、製造業者の専門技術及び知識が不可欠である。

なお、当該設備の構造を熟知し、作動の確実性、安全性、既存部品との円滑な可動状態の確保と責任施工の一元化を図ることができるのは、荏原冷熱システム株式会社のみである。

よって、上記業者と契約を締結する。

### 4 根拠法令

地方自治法施行令第167条の2第1項第2号

### 5 担当部署

大阪市中央卸売市場東部市場設備グループ（電話番号 06-6756-3955）